

オランダの法学教育と法律専門職

——ボローニャ宣言後の変化と課題——

田 邊 真 敏

はじめに

I オランダの法学教育

II オランダの法律専門職

III 法学教育の変化と課題

おわりに—わが国の法学教育への示唆—

は じ め に

法学部の上にアメリカ型の法科大学院を乗せた2階建てのわが国法学教育は、スタート時点の理想から現実がかい離するにつれ、さまざまな課題が指摘されている。それに伴い、法学部においても学部レベルでの法学教育が目指すべきものが改めて問い直されてくると思われる。加えて、グローバル化にどう対応するかが、法学部に限らずわが国の大学が直面する大きな課題となっている。

本稿は、オランダの大学における法学教育および法律専門職の現状を概観するとともに、高等教育の「ヨーロッパ化」を謳った「ボローニャ宣言」(1999年)後の変化と課題を明らかにすることによって、わが国の法学教育が抱える課題を考察するための素材としようとするものである¹⁾。

1) 本稿はオランダの法学教育を対象としているが、筆者の体験・感想に及ぶ内容は、2014年9月から1年間、アムステルダム自由大学法学部に客員研究員として滞在した際のものである。本稿の執筆にあたっては、同大学法学部 W.J. van 't Spijker 専任講師から資料の提供と貴重な示唆を受けた。ここに謝意を表する。

I オランダの法学教育

1. 初等・中等教育

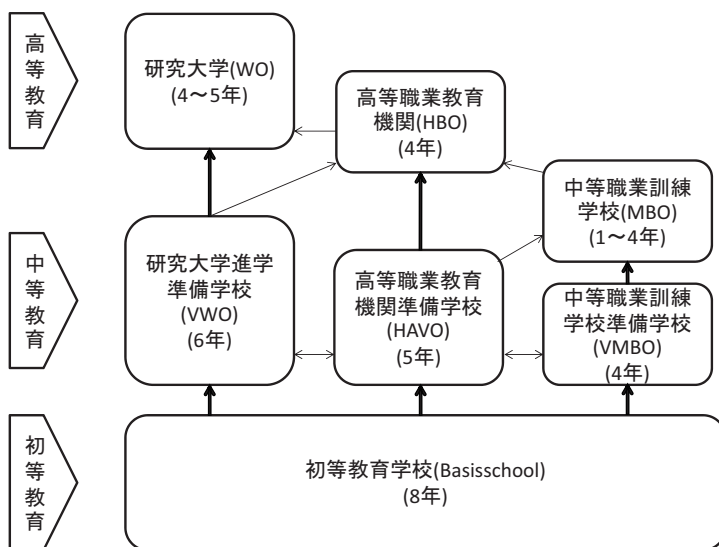
オランダの初等教育 (Basisschool) は、4歳から12歳までの8年間であり、その後の中等教育 (Middelbare school) から、将来の進路を踏まえて教育機関が3つに分かれる²⁾。第1は、研究大学進学準備学校 (Voorbereidend wetenschappelijk onderwijs: VWO) であり、教育期間は6年間である。研究大学進学を前提とした教育が行われる³⁾。第2は、高等職業教育機関準備学校 (Hoger algemeen voortgezet onderwijs: HAVO) で、教育期間は5年間である。基本的には VWO と同様普通科としての教育内容を有するが、卒業後は高等職業教育機関への進学を前提としている点で、より実業指向である。第3は、4年間の中等職業訓練学校準備学校 (Voorbereidend middelbaar beroepsonderwijs: VMBO) であり、その上に上級中等教育として1～4年間の中等職業訓練学校 (Middelbaar beroepsonderwijs: MBO) が設置されている。

このようにオランダでは、初等教育課程は全生徒に共通であるが、中等教育課程以降は生徒の将来の進路によって進学先が分かれる「分岐型学校体系」となっている。このような分岐型学校体系はわが国では戦前の学校制度にその姿を見ることができると言える。分岐点は12歳であり、CITO テスト (Citotoets) とよばれる全国規模での学力テストが実施され、その時点での成績に応じて担任教員と相談して進学先を決めることになる⁴⁾。やや単純化した表現を用いれば、オランダの子どもは12歳で大学に進むか否かを含

2) <http://www.studyinholland.nl/documentation/the-dutch-education-system.pdf> 参照。

3) VWO に相当する中等教育機関として、ヒムナジウム (gymnasium) とよばれる学校がある。古典語 (ギリシア語, ラテン語) を学ぶ伝統的な教育スタイルを維持している。VWO が別科としてヒムナジウムを設けている場合も多い。

4) 進路選択に柔軟性を持たせるために、中等教育の最初の1年間については、HAVO/VWO 共通コース, VMBO/HAVO 共通コースが設けられており、2年次からいずれか一つに決定することもできる。



注：太線は原則的な進路，細線は編入・進路変更が可能であることを表す。

図1 オランダの学校制度概要

(脚注2の資料をもとに筆者作成)

めた自分の職業観を一定程度形成することが求められるということが出来る。

2. 高等教育

高等教育は、中等教育の VWO と HAVO に対応した二元的制度となっている。すなわち、研究大学（Wetenschappelijk onderwijs: WO）と高等職業教育機関（Hoger beroepsonderwijs: HBO）の2つが高等教育機関とされている。

研究大学は全国に14校あり、このうち9校に法学部が設置されている。全国の研究大学の総学生数は20万人強⁵⁾、このうち法学部に籍学生は約2万8,000人である。2012年度の法学部新入学生数は9校合計で6,500人で

5) 研究大学への進学率は10%程度である。

あった。

法学部が設置されている9大学をみると、ライデン (Leiden)、ユトレヒト (Utrecht)、アムステルダム (Amsterdam (UvA)) の3校が1学年750～900人の大規模校、ティルブルフ (Tilburg)、ロッテルダム (Rotterdam)、フローニンゲン (Groningen) の3校が500～700人の中規模校、ラドバウト (ネイメーヘン) ((Radboud (Nijmegen))), マーストリヒト (Maastricht)、アムステルダム自由 (VU) の3校が300～400人の小規模校である。

他のヨーロッパ諸国と同様、大学での法学教育の伝統は長く、フローニンゲン大学で法学教育がはじまったのは1616年とされている。長い伝統を誇る大学が多い中、マーストリヒト大学は地域振興策の一環として1976年に設立された比較的新しい大学であり、法学部のカリキュラムも他校と異なる特徴を有する。このほかに、通信制のオープン大学 (Open Universiteit) に法文学部 (Cultuur- en rechtswetenschappen) が設置されている⁶⁾。

オランダの大学は研究・教育における卓越した学術拠点であり、研究と教育の連動が図られている。学究的な授業・研究を通じて学生を育てることを主眼とするが、教育課程には専門職教育の要素も含む。また、国際社会との活発な連携が図られており、国外の学術機関に加えて民間セクターとの協力関係も構築されている⁷⁾。

オランダの大学は、世界的にもその水準が高く、上海交通大学による世界大学ランキング2014では、100位以内に4校、200位以内に8校が入っている⁸⁾。また、Times Higher Education による2014-2015社会科学系大学ランキングでは、100以内に9校が選ばれている⁹⁾。

6) <http://www.ou.nl>.

7) 独立法人大学評価・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オランダ」10-11頁 (2011)。

8) <http://www.shanghai ranking.com/ja> 参照。日本は100位以内に3校、200位以内に8校。アムステルダム自由大学は100位で国内4位。

9) <http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2014-15/subject-ranking/subject/social-sciences> 参照。日本は87位の東京大学のみ。アムステルダム自由大学は84位。

研究大学14校は互いに切磋琢磨しているが、オランダ国内では一般に序列化の考え方は排除されており、14校のランキングというものはないとされる¹⁰⁾。法学部9校についても同様である¹¹⁾。法学部ではライデン大学が伝統校と目されているが、かといってライデン大学にVWOの成績優秀者が集中するわけでもないようである。それでも、各大学は優秀な学生を集めようと、オープン・キャンパス（open dag）を実施してPRに努めているのはわが国と同様であり、願書提出時期が近づくと、VWOの多いアムステルダムの文教地区には、アムステルダム2大学（UvA, VU）だけでなく近隣のライデン大学やユトレヒト大学のオープン・キャンパスを知らせる街頭広告が並ぶ。

高等職業教育機関（HBO）は全国に42校あり、理論教育とあわせてインターンシップなどの実務指向の高等教育が行われている。地域産業とのネットワークを形成している点も特徴である。総学生数は40万人。専攻は、経済、教育、工業、社会福祉、健康・医療、芸術、農業などに分かれている。HBO卒業後は多くの者がそれぞれの専攻に対応した職業に就いている。かつては小規模校が乱立していた時期があったが、統廃合により現在の学校数に至っている。

わが国では戦後の学制改革により高等教育機関の統合が行われ単線型の学校体系化が進んだため、「オランダの高等教育機関に対応するわが国の教育機関は…」という説明の仕方ができない。この点、彼我を対比するのであれば、戦前の学校体系における帝国大学がWOに対応し、高等商業、高等工業、高等農林、高等師範学校がHBOに対応するという説明が比較的分かりやすいものとなるのではなからうか。

法律学の教育はHBOでも行われているが、その内容は入門・基礎レベ

10) 前掲注 7) 46頁。

11) Richard Wilson, “*Practical Training in Law in the Netherlands: Big Law Model or Clinical Model, and the Call of Public Interest Law,*” *Utrecht Law Review*, Vol. 8, Issue 1, 2012, p. 170, at 180.

ルであり、法律の専門家を育成することを目的としたものではない。以下、本稿では、研究大学（WO）での法学教育を前提として記述する。

3. 入 学

研究大学（WO）（以下、単に「大学」と記述している場合は「研究大学」を指すものとする）への入学には、VWO ディプロマが求められる。そのほかに HBO の1年次修了（60単位修得）時点で、大学への編入が認められることがある。

全国統一あるいは大学個別の一斉実施の入学試験は行われぬ。大学入学希望者は、希望順位を付した上で複数の大学に出願することができる。全国どの大学にも出願することが可能である。願書は全国入学センターで一括して受け付けられる。各大学は入学センターからの志願者リストをもとに定員（*numerus fixus*）を踏まえて入学許可者を決定する。

かつては事実上無選考であったが、近年は各大学で一定の選考を行うようになった。例えば、小論文を提出させたり、語学試験を実施したり、中等教育機関での成績を重視するなどして、志願者の学力を判定している。しかし、わが国の大学入学試験のような競争状態ではない¹²⁾。理工学学部と異なり、法学部は得意科目のない学生でも志願しやすい学部として、志願者が比較的多い学部であるが、後述のようにその分卒業に到達できない学生も多い¹³⁾。入学希望者の男女比は概ね1対1であるが、近年女子が男子を上回る傾向がある。

12) オランダと同様に法学部の入学段階がオープンな国として、ベルギー、ドイツがあげられる（Julian Webb, “*Academic legal education in Europe: convergence and diversity*”, *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 9, No. 2, 2002, p. 139, at 145）。See also Aalt Willem Heringa, “*European Legal Education: The Maastricht Experience*”, *Penn State International Law Review*, 29:1, 2010, p. 81, at 88–89.

13) Wilson, *supra* note 11) at 180–181.

4. 卒業

学位取得率は、全学部平均で70%前後である。法学部は50%強で、学部別では言語・文化学と並んで低位となっている¹⁴⁾。法学部の学位取得者数は全大学で毎年3千数百人規模である。それでも1990年代は学位取得率が45%程度であったため、60%程度にまで引き上げるべきとの主張がなされていた¹⁵⁾。今日の数字はそれらの議論を経た上で到達した値である。

5. 大学・学部運営

大学運営については、1993年高等教育・研究法（Wet op het hoger onderwijs en wetenschappelijk onderzoek: WHW）がその基本法である。WHWは、①高等教育全体に適用される一般規定、②授業科目、組織の構成に関わる規定、③教育の構成に関するパラメーター、④職員、計画、資金調達に関する規定、⑤教育機関間の協力に関する規定などから成る。それまでの事前規制の性格が強かった規律から方針変更し、大学の自己管理・運営を中核とする選択的統制となった。

大学の運営主体は役員会であり、メンバーのうち3名は教育文化科学省が任命した評議会が選任する。ただし、歴史的経緯からナイメーヘン大学、ティルブルフ大学、アムステルダム自由大学の役員会は選任方法が異なっている。

財源は、政府直接拠出が約60%にのぼり、そのほかにオランダ科学研究機構、オランダ王立芸術アカデミーによる研究プロジェクト資金や第三者機関からの資金提供がある。なお、アムステルダム自由大学は、その名称から推察されるように、キリスト教系団体により設立されたが、現在すべての研究大学は財政的には国立大学であると考えてよい。

政府拠出資金は、教育充当部分と研究充当部分とに分かれる。教育充当

14) 前掲注 7) 12頁。

15) Jaap Doek, “Legal Education and Training in Europe: The Netherlands”, *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 2, No. 1, 1995, p. 25, at 26.

部分は各大学の1年間のディプロマ授与状況によって決められる。したがって、在籍学生数に対してディプロマ授与数が少ないと、予算減額の理由とされるため、各大学は初年次終了時点で成績の振るわない学生に対して進路変更の検討を積極的に求めている。このため、2年次開始時点で3分の1程度の学生がいなくなっているということも珍しくない¹⁶⁾。

6. 授業料

授業料については、上限が政府により決定されるが、実際の額は大学・学部により異なる。学生の負担は年間2,000ユーロ前後であり、公費補助は学生一人当たり年間8,000ユーロ程度となっている¹⁷⁾。例えば、2014-2015年度のアムステルダム自由大学の授業料（法学部）は、EU/EEA 出身者が年間1,906ユーロ、EU/EEA 以外の出身者が年間5,500ユーロである。

7. カリキュラム体系とボローニャ宣言

各大学のカリキュラムは、欧州統合の環境変化を受け入れつつも、保守的な傾向を維持しており、法学部では大学による大きな特徴のちがいはない。

法学部のカリキュラムは、長らく3つの要素を特徴としてきた¹⁸⁾。すなわち、①必修科目重視、②理論重視、③実務教育との分断である。しかし、ボローニャ宣言後の「ヨーロッパ化」の流れの中で、まさにこれら3つの要素が変化しつつあるか、あるいは変化が求められているというのが、現在のオランダ法学教育である。

7.1 ボローニャ宣言の概要

「ボローニャ宣言」とは、1999年にヨーロッパ各国の高等教育担当大臣が

16) Frank Sharman, “*Legal Education in the Netherlands*,” *The Law Teacher*, 26:3, 1992, p. 219, at 226.

17) Wilson, *supra* note 11) at 180.

18) *Id.*, at 181.

ボローニャ（イタリア）に集い、2010年までに個々の国を越えたヨーロッパとしての高等教育圏（EHEA）を形成すると約した声明である¹⁹⁾。

ボローニャ宣言は、“Europe of Knowledge”という概念を示し、その内容を「社会と人類の成長にとって交換不可能な要素として、そして欧州市民を統合し豊かにするために必要不可欠な構成要素として、市民に対し新しい世紀の挑戦に直面するために必要な能力を与えるとともに、共有された価値の認識と共通の社会的・文化的空間への帰属をもたらすものである」と説明している²⁰⁾。

具体的には、以下の内容がボローニャ宣言に含まれている²¹⁾。

- (i) 理解しやすく比較可能な学位制度を採用すること。また、ディプロマ・サブリメント（学位・資格の学修内容を示した様式）を導入すること。
- (ii) 学士課程と大学院課程の2段階の学修構造をすべての国に導入すること。学士は修業年限3年以上の課程を前提とし、欧州の労働市場で適切なレベルの資格とし、大学院課程の学位は、欧州で共通して修士号・博士号とすること。
- (iii) 学生・教職員の自由な移動を阻む障害を取り除き、流動化（モビリティ）を促進させること。
- (iv) 欧州レベルの単位互換制度を確立させること。
- (v) 質保証における比較可能な基準と方法を開発し、欧州レベルの協力を進めること。
- (vi) 高等教育（カリキュラム開発、機関間協力、学生・教職員流動化

19) <http://www.eua.be/eua-work-and-policy-area/building-the-european-higher-education-area/bologna-basics.aspx> 参照。

20) ボローニャ宣言の全文は、http://www.eua.be/eua/jsp/en/upload/OFFDOC_BP_bologna_declaration.1068714825768.pdf を参照。

21) Bénédicte Fauvarque-Cosson, “Restructuring Legal Education in Europe: The Necessity of Comparative and European Law”, *Ars Aequi*, november 2014, p. 867, at 871.

促進のための方策、学修、教育訓練、研究の統合プログラム)における欧州的特徴を確立させ、それを促進させること。

以上の項目の実行プロセスは「ボローニャ・プロセス」と呼ばれている。ボローニャ・プロセスは、ボローニャ宣言の目的を達成するために、定期的に開催される担当大臣会議によって行程化された、多様な参画者からなる、一連にして重層的な組織的行為である²²⁾。

ボローニャ・プロセスでは、①圏内の学生、卒業者、高等教育機関教職員との移動性を促進し、②学生に将来のキャリアと民主的社会における主体的市民としての生活を準備し、かつ人間的発達を促進し、③民主的原理と学問の自由に基づく、高い質の高等教育への広いアクセスを提供することを実現しようとしている²³⁾。

ボローニャ宣言で提唱されたプロセス達成に向けて、2001年から2年ごとに大臣会合が開催され、改革内容の進捗プロセスの把握や活動方針の追加が行われ、会議ごとに共同声明(コミュニケ)が発表されている。2009年からは大臣会合に合わせて、ボローニャ参加国とその他の国(日本を含む)との高等教育における国際連携に関する議論により、パートナーシップ構築の場となることを目指した「ボローニャ政策フォーラム(Bologna Policy Forum)」が開催されている。

このようなボローニャ・プロセスの世界的な取組みの進展に伴い、オランダでも学士課程と大学院課程の区分に基づく学位システムを確立することとなり、法学部も学士(Bachelor)と修士(Meester)の二層構造となった。

7.2 ボローニャ宣言以前のカリキュラム体系

ボローニャ宣言以前は、オランダの法学部では教育省の規制により4年間のカリキュラムが固定されており、この4年間で2つの段階に分けた体

22) <http://www.ehea.info> 参照。

23) 館昭「ボローニャ・プロセスの意義に関する考察——ヨーロッパ高等教育圏形成プロセスの提起するもの——」名古屋高等教育研究10号(2010)166-167頁。

系を作っていた。前半を基礎フェーズ (propedeuse)、後半を博士フェーズ (doctoraal; differentiatiefase) と呼ぶ。

基礎フェーズは、1年間であり、法学部生は、基礎的な法律科目のほか、経済学、歴史学などを履修する。具体的な科目としては、私法入門 I・II、憲法入門、法制史、法哲学、刑事法入門、行政法入門、プロジェクト科目、論理学などである。

博士フェーズは3年間であり、このフェーズの基本は、法曹になるために必要な科目を履修することにある。具体的な科目としては、私法 I・II・III、憲法 I・II、法哲学、法制史、行政法、国際法などである。

卒業後の進路に応じて、専攻コース (studierichting) が各大学で設けられており、各学生はいずれかのコースを選択して進路に応じた科目を体系的に履修する。

最終試験 (doctoraalexamen) に合格すると、法学修士 (meester in de rechten (magister iuris): mr.) の学位が授与される。課程の名称は“doctoraal”であるが、それを修了した者に与えられる学位は“meester”である。

7.3 ボローニャ宣言以後のカリキュラム体系

ボローニャ宣言により、従前の基礎フェーズ、博士フェーズの区別が、学士 (Bachelor) プログラム、修士 (Meester) プログラムの区分に切り替わった。

7.3.1 学士 (Bachelor) プログラム

学士プログラムは、3年間を基本とするが、1年次に従来の基礎フェーズ制度の内容を維持している大学が多い。すなわち、1年次に必修科目として、憲法、行政法、刑法、民法の入門科目や法哲学の授業が行われる。また major と minor が設けられ、法学部生は法律以外の科目を minor として履修する。本稿末尾に、アムステルダム自由大学法学部学士プログラムにおける必修科目および法律自由選択科目の配当表を、【別表1】【別表2】として示しておく。

1年次終了時点で、一定の成績に達しない者に対しては、2年次科目の履修を認めず、進路変更（退学）を勧奨する。オランダでは大学に入学すること自体は比較的容易であるため、入学時点で大学での学修継続適性が必ずしも十分に判定されていない。このため、1年次終了時点で実質的な振り分けがなされている。また、その背景には、既に述べたように修士プログラムの修了率が国からの大学運営補助金の決定にも関わっていることがある。

学士プログラムの単位修得者には Bachelor of Laws (LLB)（または Bachelor of Arts (BA), Bachelor of Science (BSc)）の学位が認められる。ただし法学部においては、実質的には大学教育の中間段階で授与される課程修了証の類であると理解されており、一般に法学部卒業と理解されているのは、次の修士プログラムの修了をもってとなる。

7.3.2 修士 (Meester) プログラム

修士プログラムでは、各大学において専攻コース (studierichting) が設けられている。履修期間は1～2年間である。

その中心となるのは、法律総合 (Rechtsgeleerdheid) コースである。裁判官、検察官、弁護士の法曹希望者は、原則としてこのコースを選択することになる。他の進路希望者も総合コースを選択することは可能である。法律総合コースを修了すると、“Effectus Civilis” と呼ばれる法曹に志願できる資格が得られる。授業はオランダの国内法が中心であり、講義はオランダ語で行われる。本稿末尾に、アムステルダム自由大学法学部修士プログラム法律総合コース（公法専攻、私法専攻）の科目配当表を、【別表3】として示しておく。

公証人 (Notaris) コースは、公証人として修得しておくことが求められる法分野の学習に重点が置かれる。法曹の資格も希望する者は法律総合コースとの並行履修も可能である。授業科目は、私法分野に重点が置かれ、不動産法、家族法、相続法、会社法などが提供される。

税法コースは、税務専門家 (tax specialist; tax lawyer) を養成することを

目的としており、経済学、ファイナンス理論などの法律学以外の関連科目も履修する点が特徴である。

そのほか、国際法コースなどを設けている大学もある。コースによっては修了後に法曹資格が認められないものもあるため、修士プログラムに進むタイミングで、学生は法曹資格を取得するかどうかの選択をすることが求められる。旧制度に比べて短期間で法曹資格を得るための必修科目を履修することができるが、これによって法学教育が弱体化して学生の知への情熱が下がったとみる弁護士会の関係者もいるようである²⁴⁾。

修士プログラムの所要単位修得者には *meester in de rechten* (Master of Laws (LLM)) の学位が与えられる。実質的には、*meester* の学位修得をもって大学における法学部教育の修了となる。

修士号を取得した者は、氏名表記の先頭に“*mr.*”を付することができる²⁵⁾。女性の氏名にも“*mr.*”が付くことから、事情を知らない外国人をいささか悩ませることがある²⁶⁾。

7.3.3 修士論文 (Scriptie)

修士プログラムにおいて、学生は修士論文の執筆が求められる。分量は30～40ページ程度のものである。学生は、専攻コースの法分野からテーマを決めて、教員の指導を受けながら執筆に取り組む。修士論文では、法的論点について論理的で一貫した内容を維持して批判的に論述することが重要とされており、文章能力が求められる。

法律専門職に限らず就職の採用面接では修士論文の内容について質問さ

24) Wilson, *supra* note 11) at 182.

25) Artt. 7.10a en 7.20 (1) (b) Wet op het hoger onderwijs en wetenschappelijk onderzoek.

26) René de Groot, “*Recruitment of Minds: Selecting Professors in the Netherlands*”, 41 *Am. J. Comp. L.* 441, 445 (1993). また、博士号を持っている者でも、*dr.*ではなく *mr.* の呼称を使用している者が多く、謙遜のあらわれと説明されている (René de Groot, “*Legal Education and the Legal Profession*”, in: J. CHORUS *et al.* (eds.), *INTRODUCTION TO DUTCH LAW*, (4th rev. ed., 2006, Kluwer Law International), at 65, fn 9)。

れることが多いということである。

7.4 小 括

以上述べてきたボローニャ宣言前後のカリキュラム体系の比較で示したように、オランダの法学部は、ボローニャ・プロセスに対応したということにはなっているが、実質的にはそれほど大きな変化はなく、伝統的な教育体系を維持しているということができる²⁷⁾。これは、教育機関としての自立性や教育文化の伝統を維持したいという思惑のほか²⁸⁾、法律学が他の学問分野に比べて学問体系としての国際的な共通性が形成しにくく、教授すべき内容が国によって異なることが影響しているためと考えられる²⁹⁾。

8. 授業・試験・成績評価

8.1 学 期

セメスター制またはトリメスター制が採用されているが、セメスター制では1セメスターを2ブロックに分割するなどして、実質的に4学期制としている大学もある。実質4学期制となっている場合は、各科目の講義は

27) FRED BRUINSMA, *DUTCH LAW IN ACTION* (2nd ed., 2003, *Ars Aequi*), at 28; Fauvarque-Cosson, *supra* note 21) at 869.

28) オランダの法学部は教育内容の決定における学部の自律性が強い国とされる (Webb, *supra* note 12) at 149)。さらに、法学部の中でも、私法、公法、刑事法、基礎法といった部門にはっきりと分かれてそれぞれ独自に研究教育を行っており、変化への対応のためには部門を跨いだ活動が必要であるとの指摘がある (Jan Smits, “*European legal education, or: how to prepare students for global citizenship?*”, *The Law Teacher*, 45:2, 2011, p. 163, at 179–180)。アムステルダム自由大学法学部に客員研究員として所属していた期間中も、教員の交流は私法、公法、刑事法、国際法といった部門毎に行われており、部門を跨いだ教員の交流機会は少ないように思われた。

29) Fiona Cownie, “*Postgraduate legal education in the EU: difference and diversity*”, *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 9, No. 2, 2002, p. 187, at 201; Nicole Kornet, “*English-Medium Legal Education in Continental Europe: Maastricht University’s European Law School – Experiences and Challenges*,” Maastricht European Private Law Institute Working Paper No. 2011/18, 2011, at 6, available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1806951>.

倍の密度で行われ、定期試験も年に4回行われることになる。学生からすると、油断をしているとあっという間に授業が先に進み試験がやってくるということになり、継続的に自宅学習をする動機づけになるようである。

8.2 授業形態

法学部は、わが国と同じく、大講義が中心であるが、一つの科目で講義とグループ・ワークの併用という授業方式も取り入れられている。

例えば、アムステルダム自由大学の「法人法」の授業は、月曜日に大教室で講義を行い、火曜日から木曜日の間に月曜日の授業内容に関するグループ・ワークを3時間行い、これを7週間にわたって繰り返す。グループ・ワークでは、7回の共同レポートの提出が求められることになる。グループ・ワークに2回欠席すると、グループから除名され、当然グループ・ワークの配点分の成績評価は0点という厳しい基準が設けられている。

グループ・ワークを採用している科目では、グループ・ワークの配点比率を高めている科目が多い。上記の法人法ではグループ・ワークの配点は30点となっている。

グループ・ワークの監督とレポートの採点を考えると、教員側も相応のマンパワーをかける必要が出てくる。上記の法人法では、講義担当の2名の教員のほかに、グループ・ワーク対応のため3名の教員が配置されており、計5名で1科目を担当している。

8.3 試験・成績評価

定期試験は、期末（ブロック制の場合は各ブロック末）に実施される。試験問題は科目・教員によって異なるが、実定法の科目では比較的短い事例問題が用いられており、受講者数が多いなどの事情があるときは、問題の一部を多肢選択方式とすることも あるようである³⁰⁾。

定期試験に口頭試問を用いるのは例外的であり、例えば修士プログラムの最終年次で実施されることがある以外は、追試で口頭試問が用いられる

30) Doek, *supra* note 15) at 31.

程度である。

成績評価は一般に10段階方式が採用されている。成績優秀 (judicium cum laude) の認定は、大学により異なるが、在学期間を通じて平均8.0以上が求められる。加えて、単位を落としていないこと、単位修得科目のうち最低評価が7であることが要件とされる場合もある³¹⁾。

8.4 欧州単位互換積算制度

欧州単位互換積算制度 (European Credit Transfer and Accumulation System: ECTS)³²⁾ とは、学習量を測定するための標準化された単位制度で、国際的な教育のモビリティを高める目的で、オランダでは2002年に正式導入された³³⁾。この制度により、学生はひとつの大学で修得した単位を別の大学に移転 (transfer) することができる。学生の留学促進を図るためのインフラともいえる。

この制度を運用するために、学習量や教育の構成について標準化のための一定の基準が設けられており、各科目の情報はシラバスで学生に示される。例えば、アムステルダム自由大学法学部の「法人法」のシラバスでは、受講者に対して以下の学習量を求めている。

講義 (週2時間)	14 時間
グループ・ワーク (週1回・3時間)	21 時間
定期試験準備	20 時間
定期試験	2.5時間
自宅学習	91 時間
合計	168.5時間

9. 進 路

法学部卒業生の進路は、年度によっても異なり、また景気にも左右され

31) *Id.*, at 31.

32) http://ec.europa.eu/education/tools/ects_en.htm.

33) 前掲注 7) 18頁。

るため固定的な数値を提示することは適当でないが、いくつかのデータを大ぐくりにすると以下のような分布となる³⁴⁾。

法律専門職	30～40%
公務員	15～25%
企業・団体、教員等	30～45%

法律専門職は長期的には漸減傾向にある。第2次世界大戦前は卒業生の半数以上が法律専門職に就いていた³⁵⁾。一方、企業就職者数は景気に左右されるため増減をくり返す傾向にある。

II オランダの法律専門職

1. はじめに

法律専門職に具体的にどのような職業を含めるかは、国によってちがいがあがる。米国では、弁護士資格を有し、法律事務所、政府機関、企業などでその資格に基づき法律業務を取り扱っている者 (lawyer) を指すと一般に考えられているのに対し、オランダを含む欧州大陸諸国では、大学法学部において正規の法学教育を修了した者 (jurist) という概念が中心となっており、登録資格の有無という切り口では区分されていない³⁶⁾。

したがって、法律専門職の範囲は必ずしも確定しているわけではないが、オランダでは、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者のほかに、研究者 (大学教員)、公証人、執行官、税務アドバイザーおよび行政機関や企業に雇用されて組織内で法律業務を扱う者が法律専門職として理解されている³⁷⁾。

本稿では、研究者 (大学教員)、裁判官、検察官、弁護士、執行官、公証人、税務アドバイザー、企業法務について、その業務内容や職業をとりま

34) Wilson, *supra* note 11) at 175–176; Doek, *supra* note 15) at 26; BRUINSMA, *supra* note 27) at 27.

35) BRUINSMA, *supra* note 27) at 27.

36) *Id.*, at 27.

37) Wilson, *supra* note 11) at 174–175; Sharman, *supra* note 16) at 222–225; de Groot, “*Legal Education and the Legal Profession*”, *supra* note 26) at 66–68.

く状況などを概観する。

2. 研究者

2.1 博士論文

研究者を志望する者は、法学修士号 (meester in de rechten: mr.) を取得した後に、博士号 (doctor in de rechten: dr.) の取得に向けて、博士論文 (proefschrift; dissertatie) を執筆する。博士論文執筆の研究期間は4年ないしそれ以上であることが通常である。博士号を取得するためには、必ずしも大学の特定の博士課程に在籍することは必要でない³⁸⁾。執筆した論文は公刊しなければならず、公刊後、学部内での審査を受け博士号の授与 (promotie) が判定される。候補者は審査大学の学生あるいは関係者でなくてもよい³⁹⁾。

博士号を目指す研究者が、研究生活中に大学に雇用されることは制限されていない。助教 (assistent in opleiding: aio) の身分で収入を得ることができるが、雇用期間は制限されていることが多い (最長4年)⁴⁰⁾。一方、仕事を持つと研究時間が削られるとして研究に専念する者もいるが、その間生活は経済面では厳しいものになるようである。

博士号の授与プロセスは、まず、論文が当該大学の指導教員の教授に受理されることから始まる。その教授が発議者 (promotor) として副学長 (rector magnificus) に審査委員会の設置を申請する。審査委員会は3人以上の専門家で構成され、その過半数は教授でなければならない⁴¹⁾。審査委員会によって論文が一定水準に達していると認められた場合、委員会は申

38) Cownie, *supra* note 29) at 192.

39) *Id.*, at 192. 例えば、弁護士、公務員などが業務の傍ら論文を執筆して、いずれかの大学に提出し博士論文審査を受けることができる (externe promotie)。この場合も論文提出大学の教員が promotor となる。

40) *Id.*, at 191.

41) 専門分野が異なること、他大学の教員が含まれていることなどの細かいルールが設けられていることもある。*Id.*, at 191-192参照。

請論文を「口頭試問可能 (verdedigbaar)」と判定する。それを受けて副学長は論文の印刷を許可する。

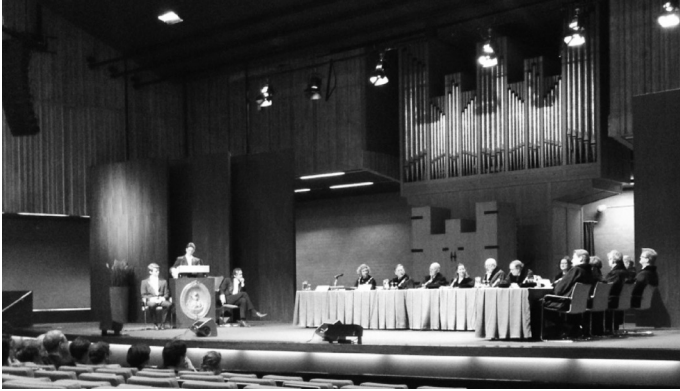
論文はオランダ語、英語、フランス語、ドイツ語のいずれかで執筆しなければならず、副学長の許可があった場合はそれ以外の言語で執筆することもできる。英語以外の言語で書かれた論文には英語の要約が付される。

博士論文の最終口頭試問は、厳格に1時間で行われる儀礼的な性格のものである。2014年11月19日にアムステルダム自由大学で行われた法学部の博士論文最終口頭試問は次のような様子であった。審査委員は副学長を含めた8名、そのうち5名が学外者（外国からの審査委員1名を含む）で構成される。口頭試問は音楽ホールのような大学講堂において公開で行われる。このため、学部関係者だけでなく、候補者の家族、候補者のパートナーとその家族、友人など数十名が正装姿で傍聴した。

定時になると、巡礼者が持つような鈴のついた杖を手にした先導により関係者が入場してくる。最初に、審査委員、つづいて法学部関係者約10名、最後に候補者とその補佐人 (paranimf) 2名の順で、ホール後方から中央の通路を進んでくる。教会の結婚式の新婦入場を思わせる光景であるが、そもそも paranimf とは古代ギリシアの結婚式の付添人のことである。審査委員と法学部関係者はアカデミックガウン、候補者とその補佐人（いずれも男性）はモーニング姿であった。

登壇後、演説台に立った候補者の両脇に補佐人が着席する。補佐人は候補者の精神的バックアップをする役回りである。厳しい質疑応答に耐えられず候補者が意識朦朧となった場合に備えて、本人のすぐ両脇に着席して備えるとのことである。その日の補佐人は候補者の大学友人と候補者の兄弟であった。

最初に候補者が20分程度論文の概要を説明する。その後5人の学外審査委員が順次質問しそれに候補者が応答する。儀式的なものといわれているが、質問自体はかなり厳しい。仮想的な事例を次々と提示して、候補者に即答させる。想定していなかった質問についてはやや答えに窮する場面も



アムステルダム自由大学法学部博士論文審査会の様子（筆者撮影）

あった。海外からの1名の審査委員は英語で質問し、回答も英語で行われた。

ぴったり1時間経過したときに、杖を持った先導が時を告げ審査は終了する。入場時と同様、審査委員、法学部関係者、候補者とその補佐人の順に退場する。

その後審査委員会が別室で評議に入り、約20分後、再び講堂に入場して審査結果が発表され、引き続いて博士号授与式が行われる。儀礼的なものであるため、不合格ということは通常ないということであるが、評議では優秀（cum laude）と認定するかどうかの判定がなされる。博士号授与式終了後は、再び杖を持った先導により関係者が退場する。晴れて博士となった本人は、傍聴席にいたパートナーと手をつないで一緒に笑顔で退場していったのが印象的であった。

2.2 大学教員

大学の教員職は、講師（助教授）（universitair docent: ud）、上級講師（准教授）（universitair hoofdocent: uhd）、教授（hoogleraar）の階層構造と

なっている⁴²⁾。いずれも博士号を有していることが原則として要件である。対外的に“professor”の肩書を用いることが認められるのは、hoogleraarのみである。

博士論文執筆中の PhD candidate の多くは、助教 (assistant in opleiding: aio) として収入を得るとともに法学教育の一端を担っている。助教の身分は通常4年間の期間制限があり、1年の延長が認められる場合もある。助教はあくまで補助的な地位であり、教員団を構成するものではない。

アムステルダム自由大学法学部の私法部門の場合、助教を含め51名のアカデミック・スタッフのうち、教授職にある者は14名である(2014年)。

教員職の3区分とは別に、終身地位保証(テニユア (tenure))を有しているか否かの区分があり、オランダの大学では比較的多くの者がテニユアを有している。テニユアは教授でない者でも取得することが可能である⁴³⁾。

また、実務家との兼任が可能であり、大半の教員が弁護士、社外役員、団体理事、コンサルタントなどを兼務している⁴⁴⁾。大学との雇用契約条件を守っている限り、外部の役職兼務については特に規制はない。このあたりは、ワークシェアリングの考え方が反映しているようでもある。

実務家、裁判官を経験した後に教員となる者も少なくない。教授は通常博士号保有者であるが、実務家から教授職に就く者は、博士号を持っていない場合もある⁴⁵⁾。博士号を持たない者が法律実務の経験に基づいて教授職に就く場合は、特任教授 (buitengewoon hoogleraar / bijzonder hoogleraar) として任用される。

42) de Groot, “Recruitment of Minds,” *supra* note 26) at 443.

43) Wilson, *supra* note 11) at 181. なお、フローニンゲン大学の教員職に関する簡潔な紹介ホームページとして、<http://www.rug.nl/research/professors/?lang=en>参照。

44) *Id.*, at 181.

45) de Groot, “Legal Education and the Legal Profession”, *supra* note 26) at 66.

2.3 教員の採用選考

教員の採用は一般的に次のような手順で進められる⁴⁶⁾。教員の採用にあたっては、主要日刊紙（NRC Handelsblad, Volkskrant, Trouw）および官報（Nederlands Juristenblad）に募集広告を掲出するのが、大学間の了解事項とされている。かつては、その大学の出身者が任用されることが多かったようであるが、今日ではそのような傾向はみられなくなっている。

募集をかける大学は、新聞・官報公告のほか、他大学に候補者の照会をすることができる。照会を受けた大学は、自学が募集しているポストと競合する場合を除き、原則として所属者の中から候補者となり得る者を回答しなければならない。くり返し候補者として名前が挙がる者に対しては、他大学から一本釣りでの応募を促す声がかかることもあるようである。

募集ポストへの応募者が出た場合、当該学部の複数の教授のほか少なくとも1名の他学部・他大学の教授および学生1名による採用委員会が組織される。委員会は、応募者の中から面接対象者を選定し、面接の後、第一順位から第三順位までの者を学部運営会議（*Faculteitsbestuur*）に伝達する。学部運営会議は、最終候補者の履歴書を付した資料を整え、学部教授会（*Faculteitsraad*）に送付し、教授会で決定される。同様の資料は他学部にも送付され、他学部はそれに対して意見を述べることができる。他学部の意見を取りまとめた上で、学部長は理事会に対して採用決定のための議案を提出する。採用決定後、大学と本人との間で雇用条件を交渉するが、主要な条件は労働協約（*collectieve arbeidsovereenkomst: cao*）で定められている。

46) de Groot, “*Recruitment of Minds*”, *supra* note 26) at 446–448.

また、ライデン大学の教員採用規程として、<http://media.leidenuniv.nl/legacy/regeling-leerstool-benoeming-hoogleraren.pdf>, エラスムス大学経済学部の教員採用規程として、http://www.eur.nl/ese/informatie_voor/medewerkers/po/functiecategorieen/hoogleraren/de_benoemingsadviescommissie_en_het_benoemingsadviesrapport をそれぞれ参照。

3. 裁判官 (Rechter), 検察官 (Officier van justitie)

法学修士を取得し、裁判官または検察官を志望する者は司法官候補者 (rechterlijk ambtenaar in opleiding: raio) に出願することができる⁴⁷⁾。法学部在学中の成績が極めて優秀でなければ選考に残ることは難しいとされている。採用試験は年2回あり、採用者数は各回50名程度、競争率は5倍程度である。

研修期間 (praktijkstage) は6年間であり、司法官候補者となった者は、裁判官補助として裁判所・検察庁で4年間、弁護士事務所や政府機関等で2年間の実務研修を積む。この間、特に試験は実施されないが、各候補者には、研修継続可否の判断をする指導員がつく。

6年間の研修を終えると、裁判官、検察官に任命される資格が得られる。ただし、それぞれの定員が法定されているため、任官までに若干の待機をしなければならない場合がある。裁判官の半数は、上に述べた研修を経て任官されるルートによる。残りの半数は、いったん弁護士、企業内弁護士、公務員、大学教員を経験した者である (buitenstaanders)⁴⁸⁾。この比率は近年逆転してきており、新規司法官候補者のうち大学を卒業してすぐに候補者となっている者の割合は2割台になっている⁴⁹⁾。大陸法国のなかでは珍しく法曹三者間の移動が多い。このような法曹三者間の移動の結果、裁判官の年齢構成は40歳以下が9割と比較的若く、地方裁判所裁判官の半数は女性である。また、約800名いる検察官全体の男女比は6対4で、地方検察庁の検察官ではほぼ同数となっている⁵⁰⁾。

オランダには1,600名の常勤の裁判官のほかに、1,800名の臨時裁判官 (rechter-plaatsvervanger) がいることも特徴である。臨時裁判官は通常他の職業 (弁護士など) に就いて仕事をしており、文字どおりパートタイムで

47) Art. 5 Wet rechtspositie rechterlijke ambtenaren.

48) Wilson, *supra* note 11) at 176; de Groot, “*Legal Education and the Legal Profession*”, *supra* note 26) at 66.

49) BRUINSMA, *supra* note 27) at 29.

50) *Id.*, at 29–30.

裁判官として事件を扱う⁵¹⁾。パートタイマーではあるが当該事件については、常勤裁判官と同じ権限を有する。このような臨時裁判官については、利益衝突の可能性という問題が指摘されているが、コスト削減と司法組織の柔軟性という現実主義の現れとして是認されている⁵²⁾。ここにもまた、ワークシェアリングの考え方が反映しているように思われる。

地方裁判所支部長 (kantonrechter) および高等裁判所 (gerechtshof)、最高裁判所 (Hoge Raad) の裁判官は、職業裁判官のなかから任命されるか、または弁護士、大学教授から個別に任命される。また、職業裁判官でない者が任命される場合は、臨時裁判官として数年間実務経験を積んだ上で常勤裁判官として任命されるのが一般的である。

最高裁判所の裁判官については特別な手続が設けられている。まず最高裁判所自身が6名の候補者を優先順位をつけて議会に提示する。議会は3人の候補者(最高裁の推薦リストに拘束されない)を国王に示し、国王が3人から1名を最高裁裁判官として任命する。19世紀前半以降、最高裁裁判官の選任プロセスは、各時代の政治状況の影響を受け、比例代表および少数派参加の考え方が反映されてきた。そのため出身地域や宗派を考慮した推薦が行われてきたという歴史的経緯がある⁵³⁾。

最高裁裁判官は、裁判官出身者が過半数を占め、2割程度が弁護士、残りが検察官、大学教員、行政官の出身である。EU域内における欧州裁判所の役割が大きくなるにつれ、各国内の最高裁判所の重要性は翳りを見せてきており、それが影響して1980年代ころまで2割程度いた大学教員出身者は半分以下に減少したとされる⁵⁴⁾。

51) 2002年11月15日日本弁護士連合会シンポジウムにおけるニコラス・スヒッペル元最高裁所裁判官の講演 (http://www.nichibenren.or.jp/en/meetings/year/2003/20030202_2.html) 参照。

52) BRUINSMA, *supra* note 27) at 30–31.

53) *Id.*, at 31.

54) *Id.*, at 32.

4. 弁護士 (Advocaat)

法学修士号を取得後、弁護士になろうとする者は、オランダ弁護士会 (Nederlandse Orde van Advocaten: NOvA) に入会願を提出しなければならない。出願は弁護士資格に関する決定 (Besluit beroepsvereisten advocatuur) に定められた科目を法学部で履修していることが前提条件である。科目としては、民法、民事訴訟法、刑法および刑事訴訟法の各科目ならびに憲法、行政法、税法の3科目のうちから1科目以上である。

弁護士会に登録 (beroepsopleiding) された弁護士訓練生 (advocaat-stagiaire) は、最初の3年間、経験7年以上の指導担当弁護士の下で実務研修を受ける。また、1年目に設定されている弁護士会が行う必修法律科目を9ヶ月間受講し、終了時に行われる試験に合格しなければならない。民法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法のほか、財務諸表の読み方、リーガル・ライティング、ADRと仲裁といった実務的な科目も設定されている。1年目終了時の試験では2、3割の者が不合格となるが、再試験が実施されるため最終的にはほとんどの弁護士訓練生が合格している⁵⁵⁾。

2年目、3年目は引き続き、自分の業務分野に応じて選択科目を履修する。弁護士訓練生期間中も依頼人との関係では弁護士として扱われる。

弁護士訓練生は900名弱おり、女性が55%となっている。年齢構成では26歳が最も多く約20%で、最年少は23歳である。

3年間の研修を終えた弁護士訓練生は、訓練終了宣誓 (stagiaire verklaring) を行い、これにより晴れて一人前の弁護士となる。大学での伝統的な法学教育とそれに続く弁護士訓練生としての研修終了をもって弁護士開業となる仕組みは、ロースクール制度を有するアメリカからは、オランダの伝統的かつ保守的な法文化の典型であるとみられている⁵⁶⁾。

社会の急速な変化やグローバル化に対応できていない弁護士会の弁護士訓練生制度に不十分さを認識していたアムステルダムとロッテルダムの14

55) Wilson, *supra* note 11) at 178.

56) *Id.*, at 170.

の大法務事務所は、2009年に共同でそれを補う独自の研修制度を開始した。Law Firm School と呼ばれている。受講生はこれらの事務所に所属する弁護士訓練生であり、訴訟戦術や金融商品など弁護士会の研修に比べてより実践的な内容となっており、英語で授業が行われる場合もある⁵⁷⁾。

研修終了後も弁護士は、業務上必要な法律知識をアップデートするために、継続教育の受講が義務づけられている。大学法学部もこの教育機会を提供している⁵⁸⁾。教育機関での講師あるいは法律雑誌論文の執筆をもって受講に代えることも認められている。

EU 指令 89/48/EEC に基づき、EU 加盟国で得た法曹資格については、オランダ国内で承認を受けることができる。この指令は3年以上の職業訓練を修了して授与される高等教育機関のディプロマを承認する一般的な制度として導入されたものである。ただし、原則として他国から移住してきた弁護士は、弁護士として業務を開始する前に適性試験を受けることが求められる⁵⁹⁾。

オランダ国内の弁護士数は、2013年の統計で約1万7,000人となっている⁶⁰⁾。1985年に5,000人、1998年には9,800人であったが、2000年以降平均して年に平均490人ずつ増加する傾向が続いている。

女性の割合は43%であるが、会社法を扱う大規模事務所のパートナーでは4分の1程度である。典型的な女性弁護士像は、21～60人規模の法律事務所で家族法を扱うパートナー弁護士とされている⁶¹⁾。

統計上は、オランダ国民1,000人対して弁護士が1人の割合となるが、弁護士の約30%がアムステルダムに集中している。法律事務所の規模別にみると、弁護士数60人以上の大規模事務所所属の者と一人事務所の者がそれぞれ15%となっており、半数は2～20人規模の事務所に所属している。60

57) *Id.*, at 178–180.

58) アムステルダム自由大学では、VU Law Academy の名称で運営されている。

59) Verordening op de proeve van bekwaamheid.

60) NoVA, Jaarverslag 2013.

61) BRUINSMA, *supra* note 27) at 38.

人以上の大規模事務所は、経済活動の中心であるアムステルダムとロッテルダムに集中している⁶²⁾。また、大規模事務所の多くが公開株式会社 (naamloze vennootschap) 形態で運営されていることも特徴である⁶³⁾。日本のように特別立法による弁護士法人ではなく、かつて組合形態だった事務所法人に法人格を与えるために株式会社化したものである。非公開株式会社 (besloten vennootschap) ではなく公開株式会社を選択しているのは、オランダの公開株式会社には、最低資本金制度や資本維持のためのルールがあり、債権者保護の姿勢を対外的に示すためと考えられる。さらに株式会社となっている弁護士事務所が発行する株式を、パートナー弁護士が直接保有せずに、パートナー弁護士による協同組合を設立してその協同組合が株主となるという持株形態をとっている事務所もある⁶⁴⁾。

1990年以降、M&Aなどを扱う英米系の法律事務所 (Freshfields Bruckhaus Deringer, Allen & Overy, Baker & McKenzie, Clifford Chance 等) の進出が著しい。これに伴い会社法を扱う法律事務所の規模が拡大し、法律事務所収入の格差が拡大したとされる⁶⁵⁾。

ほとんどの弁護士は地域限定代理人 (procureur) の資格を併せて有している。地域限定代理人とは、民事訴訟において裁判所に提出する書面に署名し、民事訴訟の正式手続を扱う役割を担う代理人である。各地方裁判所に所属するが、裁判所に雇用されているわけではなく、当該地方裁判所の管轄内のみで活動することができる。弁護士は登録州以外でも活動するこ

62) 例えば、アムステルダムに本拠を置く Loyens & Loeff 法律事務所は、400名の弁護士と340名の税務アドバイザーを抱え、日本を含む14の国と地域に事務所を有している (<http://www.loyensloeff.com>)。

63) M.J. KROEZE e.a., DE KERN VAN HET ONDERNEMINGSRECHT, 3e druk, Kluwer, 2013, at 11. ここでいう「公開株式会社」とは、上場会社ではなく、株式の譲渡が制限されていない株式会社である。

64) 例えば、Baker & McKenzie Amsterdam N.V. がこのような持株形態である。

65) 1996年のデータでは、会社法を扱う19の大手事務所が、弁護士全体の23%を抱え、全弁護士事務所の収入の43%を生み出した (BRUINSMA, *supra* note 27) at 35)。

とができるが、その場合裁判所に提出する書面は、他州登録の弁護士が作成したものに、当該地域限定代理人が署名した上で裁判所に提出することになる。刑事訴訟ではこのような役割分担はない。地域限定代理人の資格要件は弁護士と同じである。

日本と異なり、法的助言は弁護士の独占業務とはされていない。したがって、法律学の学位等の資格なくして法的助言を業とすることができる (*rechtskundig adviseur*)。非弁活動が禁止されていないため、各地には大学法学部により法律相談センター (*rechtswinkels*) が開設されており、法学部の学生が社会貢献活動として法律相談にあっている⁶⁶⁾。地方裁判所の支部 (*sector kanton*) では、「リーガル・アドバイザー」の肩書を持つ弁護士でない者が依頼人を代理して出廷することもある。

5. 執行官 (*Deurwaarder*)

法廷外で弁護士の右腕ともよばれる職業として執行官がある。学位は要件ではないが、執行官法 (*Gerechtsdeurwaarderswet*) に基づく試験に合格した者でなければならない。また、3年間の教育プログラムを修了しなければならない。

訴状の送達、判決や公正証書の執行ほか、法廷では廷吏の役割を果たす。動産については差し押えた上で競売に付す権限を与えられているが、不動産については競売を行うのは公証人である。簡易な民事紛争においては、執行官が法的助言をしたり、地方裁判所支部で訴訟代理人となったりすることもある。5,000ユーロ以下の少額訴訟では原告側の7割の代理人は執行官であるといわれる⁶⁷⁾。

全国の執行官で組織されている執行官会 (*Koninklijke Beroepsorganisatie van Gerechtsdeurwaarders: KBvG*) は、弁護士会などと同様に自主規制機

66) 学生による法律相談センターでの活動には単位が認定される。Wilson, *supra* note 11) at 183.

67) BRUINSMA, *supra* note 27) at 42.

関の地位を与えられている。

6. 公証人 (Notaris)

オランダの公証人は、ラテン法系の伝統を受け継いでいるといわれる⁶⁸⁾。公証人の役割は、米国や日本の公証人のそれよりも広い。

公証人は国王により任命されるが、公務員ではなく、個々の業務について依頼人から報酬を得る。終身職であり、法律に定める事由によらなければ、身分を失うことはない。

遺言、婚姻、不動産売買、不動産担保、会社設立に関する一定範囲の法律業務を独占しており、正義・公正の実現を司る法律専門職として高い倫理観が求められる。

公証人になるためには、法学部において公証人コースの修士号を取得していることが必要である⁶⁹⁾。修士号取得後に、公証人補 (kandidaat-notaris) として6年間の実務研修を終えることが求められる。座学研修を含む前半の3年間を終えると、公証人会 (Koninklijke Notariële Beroepsorganisatie: KNB) に公証人補として業務登録ができる。後半の3年間を終えると、公証人として登録される。多くの者は既存の公証人事務所や銀行・不動産会社に雇用されて業務を行っており、独立した公証人として事務所を構えられるようになるまではかなりの年数を要するのが実情である⁷⁰⁾。

公証人の人数は、1999年改正公証人法の施行以降増加をつづけ、1994年の1,000人から2009年に1,500人近くにまで増えた後、漸減傾向にあり、2013年には1,400人を割り込んだ。男女比はおおむね4対1だが、女性が漸増傾向にあるのに対し、男性が急減している。これに伴い公証人補も、

68) de Groot, “*Legal Education and the Legal Profession*”, *supra* note 26) at 68.

69) Art. 6 (2) (a) Wet op het notarisambt; Art. 1 Besluit beroepsvereisten kandidaat-notaris.

70) Sharman, *supra* note 16) at 223.

2000年代初めには2,000人を超えていたのが、2013年には1,700人を割り込むところまで減少している。公証人補でみると、男女比は1対2で女性が多いのが特徴である⁷¹⁾。女性が増えている背景としては、特に大規模法律事務所や銀行に従業員として雇用される公証人は、雇用の安定が期待できる一方で、他の職種に比べて勤務時間の制約が少なく、家庭との両立が比較的容易であるということがあるようである。

公証人の人数変動は、公証人業務の規制緩和の影響を受けている。1842年からの公証人法が1999年に改正され、それまで公正中立な業務提供義務との引き換えに行われていた新規参入や報酬の規制が一部緩和された。この改正までの公証人は、中世のギルドの伝統を保っていたといわれ、そのことは公証人の人数が1849年の676人が1947年に818人と極めて固定的であったことにも表れている⁷²⁾。この年に公証人會も自主規制機関の位置づけを与えられた。これにより公証人の人数は増加し、業務報酬を引き下げる動きも出始めた⁷³⁾。

規制緩和によりいったんは公証人登録者数が増加したが、結果的に公証人事務所数はあまり増えず、独立を待つ若手公証人の滞留は解消されなかった。直近の減少傾向はそのような実態を反映しているものと推測される。

7. 税務アドバイザー (**Belastingadviseur; Fiscalist**)

日本の税理士と異なり、オランダには税務問題を扱う公的資格がない。一般に **tax lawyer** と称されているが、弁護士資格や税理士資格に基づく業務ではないことに留意しなければならない。

税金事件を扱う裁判所では、弁護士資格を有しない者による代理も認めら

71) KNB, *Wie geeft u het vertrouwen?*, jaarverslag 2012/2013.

72) Edward Shinnick *et al.*, “*Aspects of regulatory reform in the legal profession: Australia, Ireland and the Netherlands*”, *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 10, No. 3, 2003, p. 237, at 255.

73) *Id.*, at 253. ただし、2001年以降再び上昇しているという統計もある (*Id.*, at 260)。

れているため、税務アドバイザーが代理人として法廷に立つケースが多い⁷⁴⁾。

8. 企業法務 (Bedrijfsjurist)

法学部卒業者には、企業に就職して法務問題を扱う業務に就いている者も多い。弁護士登録をした上で企業の法務部門に勤務する者もいる⁷⁵⁾。したがって、企業法務部門では、弁護士登録をしている者とそうでない者とが業務を行っている。この点はわが国の企業法務の形態に類似している。

企業法務担当者を対象にした教育機関として、企業法律家職業教育財団 (Stichting Beroepsopleiding Bedrijfsjuristen: SBB) が1988年に設立された。オランダ企業法律家協会 (Nederlands Genootschap van Bedrijfsjuristen: NGB) とライデン、ナイメーヘン、ロッテルダム、ティルプルの各大学の協力によるものである。企業内弁護士、法務担当者に高度の法律教育を行い、実務能力を高めることを目的としている⁷⁶⁾。わが国には同等の組織はないが、公益社団法人商事法務研究会、経営法友会、一般社団法人国際商事法研究所が類似した機能を果たしているといえよう。

企業法律家職業教育財団による企業法務教育では、10ヵ月間のコースを受講し最後に口頭試問が行われる。授業ではケース・メソッドが用いられ、また契約書の作成、取締役会へのアドバイス、解約通知書の作成やそれへの反論文書といった実務を念頭に置いた実践的研修が行われる。最終試験合格者には修了証 (diploma) が授与される。

74) Sharman, *supra* note 16) at 224.

75) 1997年まで、企業や政府機関に雇用されている者は弁護士会に登録申請することができなかった。雇用主から独立していないというのがその理由であったが、規制緩和の一環により登録ができるようになった。

76) SBB ホームページ (<http://www.ru.nl/cpo/sbb>)。

Ⅲ 法学教育の変化と課題

1. ボローニャ・プロセスによる法学教育の変化

1.1 総論

ボローニャ・プロセスによりオランダの法学教育は変化を余儀なくされている。オランダに限らず EU 各国の高等教育は、入学、転学、卒業、成績評価などにおいて均一化に向けた努力を求められている。

オランダの伝統的な法学教育は、学部教育4年、弁護士登録前に3年間の訓練生というシステムであったが、ボローニャ・プロセスにより、弁護士訓練生としての研修前に学部3年、修士1～2年の法学教育が行われるようになった。学生は、修士プログラムにおいて、法曹三者に進むことを前提とした総合コースのほかに、目指す職業に応じて異なるプログラムを選択することができる。

一方、EU 域内では EU 法が加盟国の国内法に与える影響が大きくなり、さらには国境を越えた EU 法システムが形成されつつある。これに伴い、法学部教育も国内法にとどまらず、EU の組織法、実体法をカリキュラムに取り入れることが求められるようになった。弁護士には域内を自由に移動して弁護士業務を行う自由が認められ、特に企業法分野では弁護士業務の「EU 化」が進んでいる⁷⁷⁾。法学部教育もこれらの変化への対応が求められており、修士プログラムでは、EU 法を中心に据えたカリキュラム、授業が英語で行われるプログラム、ダブル・ディグリー、リーガル・クリニクといった旧制度にはなかった内容を持つものが提供されるようになった。適切な人材がない法学部は、客員教員の招へいや他大学との連携によって、それを補うことも必要になっている⁷⁸⁾。

このようにオランダ（のみならず EU 各国）の法学教育は、国内法と EU

77) Kornet, *supra* note 29) at 2-3.

78) Smits, *supra* note 28) at 179.

法の二元的構造の確立を模索する段階となっている⁷⁹⁾。

1.2 個別大学における対応

1.2.1 ユトレヒト大学

ユトレヒト大学では、ユトレヒト大学と米国ワシントン大学セントルイス校の2つのキャンパスで学ぶ *Transnational Law Program* が提供されている⁸⁰⁾。また、法学部と教養学部のカムラス・デュグリーが取得可能である⁸¹⁾。法律学に偏った法学部での学修の欠点を補うとともに、法曹志望の学生は出願資格 (*Effectus Civilis*) を得ることが可能なカリキュラムとなっている。

1.2.2 マーストリヒト大学

マーストリヒト大学には、欧州法を中心に英語で授業が行われるプログラムがある。学生は英語のみコースか、英語・オランダ語併用コースのいずれかを選択する。また、全学的に *PBL (Problem-based learning)* 授業の導入に積極的であり、法学部においてもその手法を取り入れた授業が行われている⁸²⁾。

1995年にマーストリヒト大学は欧州ロースクール (*European Law School*) を発足させた。開学10周年を機会に、欧州法と比較法をベースにした全く新しい法学教育プログラムの開発を目的として法学部において検討を続けた結果実現をみたものであった。伝統的な法学教育カリキュラムと異なり、欧州ロースクールは欧州各国から学生を募り、革新的なカリキュラムに基づく教育を行うことを狙っている⁸³⁾。これにより、国境を越

79) Fauvarque-Cosson, *supra* note 21) at 867–868.

80) <http://www.uu.nl/university/college/en/studying/majorinsocialscience/Pages/TransnationalLawProgram.aspx>.

81) <http://www.uu.nl/en/organisation/university-college-utrecht/academic/curriculum-planning/curricular-options/double-degree-law-and-las-program>.

82) Jos Moust, “*The problem-based education approach at the Maastricht Law School*”, *The Law Teacher*, 32:1, 1998, p. 5 参照。

83) Kornet, *supra* note 29) at 13. これ以降のマーストリヒト大学に関する記述は主として当該報告書に基づく。

えた思考力を有し、異なる法システムや伝統を「解釈」することができる柔軟性を持った弁護士を世に送り出すことを目指した⁸⁴⁾。

欧州法がまだ十分発達していなかった当時において、欧州法を志向した法学教育カリキュラムを組むことはやや冒険ともいえたと⁸⁵⁾、1992年にまず欧州比較法修士 (Master of European and Comparative Law) プログラムを開始し、その経験を踏まえて1995年の欧州ロースクール開設に至った。

欧州ロースクールは、オランダ語でオランダ法を教授する伝統的な法学教育と、英語で EU 法、比較法の観点から欧州法の共通核を探索してそれを発展させるアプローチの法学教育を結びつけることからスタートした。欧州法の発展により2006年には、伝統的な教育プログラムから分離した独自のプログラムとして今日に至っている。このプログラムは、英語・オランダ語併用コース (ELS-regular) と英語のみコース (ELS-ELT) とに分かれている。

マーストリヒト大学法学部では1年次は、ELS-ELT コース選択者を除き、全員がオランダ法の基礎を学ぶ。2年次から、オランダ法プログラム、税法プログラム、欧州ロースクール ELS-regular の3つのコースに分かれて学ぶ。2年次も引き続き、オランダの法曹資格要件科目の履修が中心となるが、比較法、法律英語、コモン・ロー、模擬裁判を選択科目として履修できる。これの授業は英語で行われる。3年次とそれに続く修士1年次では、専ら EU 法を履修する。

EU 法に加えて、契約法、動産法、不法行為法、憲法、行政法、会社法、労働法、社会保障法、刑法、刑事訴訟法の各法分野についても、ヨーロッパ次元で基本的な理論や概念を学んでゆく。授業は全て英語で行われる。

84) *Id.*, at 7.

85) マーストリヒト大学のヘリンハ学部長は、オランダの大学法学部で欧州法の教育が浸透しない要因として、①現職教員の関心の低さ、②弁護士会の影響力、③法律家の保守的性格、④ EU 法の専門家の不足、⑤政治状況、⑥大学学長、法学部長の学内権限の不足、⑦既存カリキュラムに EU 法を織り込むことの難しさの7つを挙げている。Heringa, *supra* note 12) at 86.

一方 ELS-ELT プログラムは、オランダ法は扱わず、最初から欧州法を基本としたカリキュラムになっている。1年次は法学入門、法律英語を履修して、法制度の基本的な概念や原理を学び、また各法分野での法律英語を学習する。その後は、民法、憲法、行政法、刑事法、国際法、EU法、法哲学、法制史を比較法および欧州法の視点で履修することになる。

このカリキュラムでは比較法の手法が用いられるが、単に複数の法制度の異同を見るのではなく、社会における法の役割、EUがとるべき対応の可能性や必要性、そしてそれが各国内の法制度に与える影響を探る。学生が法制度の知識を得て、外国の法概念を認識し、外国法の概念、法理論のアプローチや手法における異同を認識できるスキルを身につけることが教育目標となる。それにより、欧州法と国内法の複雑な相互関係を理解した広い視野を持った創造的な人材を育成することを目標としている。

授業はPBLの手法が取り入れられ、事例問題に対し、法制度の違いが問題解決の差異にどのようにつながってくるかを理解することによって、新たな問題が起きたときにそれを解決するスキルを身に付ける。

ELS-ELT プログラムの学生は、3分の1がオランダ、3分の1がドイツ、残りの3分の1が他の欧州諸国に加え北中南米の出身者によって構成されている。多様な文化的背景を持った学生が少人数グループでディスカッションを繰り返すことにより、多角的なものの見方が養われる。マーストリヒト大学ヘリンハ法学部長は、学生にとってのELSプログラムの成果を次のようにまとめている⁸⁶⁾。

- (i) 非常にモチベーションの高い学生と切磋琢磨している。
- (ii) 複数言語での法学教育を受けている。
- (iii) 弁護士市場で真に必要とされている国際法務、EU法の訓練を受けている。
- (iv) 比較法的なものの見方や知識は、他の学生に比べて欧州労働市場

86) Heringa, *supra* note 12) at 92.

のニーズにより適合している。

教える側の教員についても、比較法の観点から英語で講義ができることという基準で選考された。研究業績についても、欧州法の分野で英語で公表することが期待されている。

また、教材の開発も課題であった。国内法に比べて適切な教材がこの分野ではまだ不足していた。英語で書かれた教科書がなかったわけではないが、それらは専ら英米の学者が英米のロースクールでコモン・ローの講義のために使用することを念頭においたものであった。また欧州法、比較法の視点で書かれた英語文献の多くは、研究者向けであって学部学生には適さないものが多かった。このため新たな教材を開発する必要があった。

英語以外の言語で書かれたものについては英語版が必要であり、かつ欧州法、比較法の視点で書かれていることが必須であった。1990年代後半からこのようなニーズを満たすテキストが刊行されるようになった⁸⁷⁾。その後、ヨーロッパ契約法に関する文献などが公表され⁸⁸⁾、それらが利用できるようになったが、文献によって使用されている英語の語彙に差異があるという問題は残っている⁸⁹⁾。

87) H. KÖTZ, EUROPEAN CONTRACT LAW. VOLUME I (Clarendon Press, 1997); B.S. MARKESINIS *et al.*, THE GERMAN LAW OF OBLIGATIONS. A COMPARATIVE TREATISE (Hart Publishing, 2006); B.S. MARKESINIS & H. UNBERATH, THE GERMAN LAW OF TORTS. A COMPARATIVE TREATISE (Hart Publishing 2002); A.W. HERINGA & PH. KUIVER, CONSTITUTIONS COMPARED. AN INTRODUCTION TO COMPARATIVE CONSTITUTIONAL LAW (Intersentia 2003) など (Kornet, *supra* note 29) at 18)。

88) O. LANDO & H. BEALE, PRINCIPLES OF EUROPEAN CONTRACT LAW (Kluwer 2000) など。

89) そもそも法と言語は、法律用語と法概念の制度特殊性ゆえに密接に結び付いている (René Groot, “*Legal translation*”, in: J. M. SMITS (ed.), ELGAR ENCYCLOPEDIA OF COMPARATIVE LAW (Edward Elgar 2006), at 423, *available at* <http://arnop.unimaas.nl/show.cgi?fid=8107>). 教員が欧州法の内容を自国の法律用語と法概念で把握して、それを英語を使って教えることは、可能なこととはいえ機械的に単純にできるものではない (Bernhard Großfeld, “*Comparatists and languages*”, in: PIERRE LEGRAND AND RODERICK MUNDAY (eds.) COMPARATIVE LEGAL STUDIES: TRADITIONS AND TRANSITIONS (Cambridge Univ. Press, 2003), at 154–155).

欧州ロースクールの卒業者の進路としては、法律事務所のほか大企業、政府機関などで法務に関わる業務に就くことが期待されている。ただし法曹資格に関する規制のため、弁護士会に登録するためにはオランダ法の単位修得が必要となる。ELS-regular コースの学生にはその資格が与えられるが、ELS-ELT コースの学生には minor としてオランダ国内法の授業が行われている。必要な科目は3年次に履修し、それらの科目はオランダ語で授業が行われる。2年次後半には、オランダ以外の出身者のためにオランダ語によるオランダ法入門の授業も行われる。

1.2.3 フローニンゲン大学

フローニンゲン大学は、ドイツのオルデンブルグ大学、ブレーメン大学との連携により、学生がオランダとドイツの2カ国で学ぶことを必須とする学部・修士プログラムを2002年から始めている。このプログラムはハンザ・ロースクール (Hanse Law School) の名で知られている⁹⁰⁾。

単なる比較法ではなく欧州法の研究教育を目標としている。使用言語についてもマルチリンガルを念頭においていた。ドイツではこのプログラムの設置に学内外から反対もあったようである⁹¹⁾。

ハンザ・ロースクールは学部・修士の両建てとなっている。学部は4年、修士は1年である。定員は25名と少なく、選抜が行われる。定員の半数が中等教育での成績により選考され、残りの半数は面接試験による。出願に際しては TOEFL またはそれと同等の英語検定の成績提出が求められる。

学部学生は2セメスター、修士学生は1セメスターの期間、主として提携大学において履修しなければならない。授業はおおむね半分の科目が英語で、残り半分がドイツ語・オランダ語で行われる。

カリキュラムは比較法のアプローチをとるもののが中心になる。また、欧

90) <http://www.uni-oldenburg.de/hanselawschool>.

91) Franziska Weber, “Hanse Law School’ – A Promising Example of Transnational Legal Education? An Alumna’s Perspective”, *German L.J.*, 10:7, 2009, p. 969, at 972. これ以降のハンザ・ロースクールの記述は当該論文に基づく。

州法の科目にも重点が置かれている。ただし国内で法曹資格を得るための科目も提供される。加えて、他学部で開講される経済学や政治学などの履修、14週間のインターンシップへの参加も求められる。課外活動として、学生が中心となって編集する紀要ハンザ・ローレビュー (Hanse Law Review) が2005年から e-journal として定期刊行されている。欧州法、国際法、比較法分野の論文が取り上げられている⁹²⁾。

ドイツ人学生の中には、全学期をフローニンゲン大学で過ごすことで、オランダの弁護士会登録資格を得てオランダの弁護士訓練生となり、弁護士訓練生研修を修了することでドイツの弁護士国家試験を免除されるという道を進む者がいる。また、英国に渡って2年間の研修を経てソリシタの資格を得る者もいるようである⁹³⁾。

学部プログラム修了者の9割は、修士プログラムに進んでおり、その半数はハンザ・ロースクールの修士プログラムを選択している。修士プログラム修了者の3割弱は弁護士となり、国際機関で仕事を得る者と博士課程に進む者がそれぞれ4分の1程度である⁹⁴⁾。

2. 法学教育の課題

2.1 実務教育と大学教育

オランダの法学教育が抱える課題として認識されているものとして、大学教育と実務教育の間の「溝」があげられる。法学部卒業者の過半数が法律専門職に就かない現実がある一方、法律専門職に就いた者に対しては法曹界からは「使えない新人」の声が上がっている⁹⁵⁾。職業教育に特化できない研究大学側と、その役割の分担を大学に求める実務からの要請とをどう調和させるかが課題となっている。これに対しては、職業訓練としての

92) <http://www.hanselawreview.org>.

93) Weber, *supra* note 91) at 974–975.

94) *Id.*, at 976.

95) 複雑な国際企業法務案件が扱えない、法曹倫理の醸成が不十分といった指摘がなされている。Wilson, *supra* note 11) at 187.

法学教育は卒業後の研修に特化して、現在弁護士訓練生研修に含まれている「最新法令・判例研究」といった学術的内容の科目を大学の修士プログラムに移行すべきとの提言もある⁹⁶⁾。

2.2 実務界の動き

ごく最近になって実務界では変化の動きもみられる。2015年2月20日に司法公務員法および裁判官・検察官の研修に係る関連法令の改正法案⁹⁷⁾が議会第二院に提出された。

この法案は司法公務員法 (Wrra) およびその関連法令 (裁判所法 (Wet RO) 等) を改正するものであるが、当該法令における裁判官・検察官の研修に関する改正が含まれている。法案の趣旨説明では、新しい研修制度は、新卒司法官候補者および実務経験司法官候補者の研修プログラムならびに昇格経路を変更することにあるとされている。これらの研修プログラムは、候補者の経験と資質に応じてカスタマイズが可能な任官研修として一本化され、従来の司法官候補者研修は新制度に移行する。この新しい規定は司法公務員法に基づくものであり、同法における司法官候補者の法的地位も研修制度とセットで変更されることとなっている。

現行制度と異なり、任官候補者は研修の最初の段階で裁判官または検察官のいずれかを選択する。裁判所で研修を受ける者は、導入研修後に臨時裁判官 (rechter-plaatsvervanger) に暫定的に任命される。また検察庁で研修を受ける者は、2ヵ月間の導入研修後に、検察官補 (plaatsvervangend officier) に暫定的に任命される。研修をすべて終了すると当該研修生は研修を受けた職位にそれぞれ就くことになる。研修終了後そのまま司法官候補者が臨時裁判官または検察官補に任命されることで、それまでの暫定的な任命は終了する。

96) J.B.M. Vranken & Chris Jansen, “*Legal academic training requires teaching law from a comparative perspective*”, *Ars Aequi*, november 2002, p. 854, at 859.

97) TK 2014/15, 34 162 Wetsvoorstel tot wijziging van de Wet rechtspositie rechterlijke ambtenaren en enkele andere wetten in verband met een herziening van de opleiding van rechters en officieren van justitie.

裁判官・検察官の新たな任官研修制度のポイントは以下のような内容である。

- ・候補者の経験と資質に応じて研修内容の組み換えが可能である。
- ・合同研修のメリットは維持する。そのため、実務研修は合同で行い、司法研修所（Studiecentrum Rechtspleging: SSR）でのその他の研修もできるだけ合同で行う。
- ・実務家の指導員の指導の下に裁判所および検察庁で研修を行うという研修の重要部分も維持する。
- ・司法省と検察庁はそれぞれの任官候補者を選定する。
- ・候補者は研修に先立って、裁判官または検察官のいずれかを選択して希望するものとする。
- ・候補者は原則として大学卒業後に司法機関以外で2年以上の法律実務経験を有していなければならないものとする。
- ・研修期間は最長4年とし、各人の実務経験等に応じて1年3ヵ月まで短縮できるものとする。
- ・研修に対する裁判所と検察庁の関与（雇用実務、指導員の質の確保）を強化する。

研修初日から研修者が自らの役割および正義や社会に関する自己認識を深めてゆくことができるように、当該研修は、実務家指導員の指導の下に実施される。そのために指導員は本来の任務を免除されるものとしている。

これまで裁判官・検察官希望者は大学卒業後すぐに司法官候補者研修を受けることができたが、法改正が行われた場合は、いったん法律事務所等で2年間の実務経験を積むことが求められるようになる。これが法曹三者志望の学生の具体的な職業選択にどのような影響を与える可能性があるかは、現時点ではいささか見通すのが困難である。

2.3 教育界の動き

一方、大学側の課題を具体的にみてゆくと、第1に、予算と人員の制約の中で、大教室授業中心のカリキュラムをどこまで変えられるか、第2に、

高いドロップアウト率に対して、個々の学生にどこまで手をかけられるか、第3に、入学者のモチベーションと学力の低下が指摘されている。特に第3の点については、法学部が、医学部などと異なり大学での学問と職業が直結しないことがモチベーションの低下を招くことにつながっているとされる。学生の側では、とりたてて勉強したい分野がないので、とりあえず法学部を選ぶという消去法で進路選択をする者が少なくない。また、学力面でも論理的思考力、作文力の低下を嘆く教員が増えているという。ある法律雑誌の論文には、次のような法学部教員の悩みが紹介されている⁹⁸⁾。

「予算は削減されているのに、学生の個別指導の頻度をどうやって上げるのか？」

「どうしたら学生にもっと勉強をさせることができるか？」

「意欲のある学生に対する一歩進んだ教育をどのように行ったらよいか？」

「大学2年生になってまで、スペリングや文法の間違いを指導しなければならぬのか？」

「法曹界からの卒業生のレベル低下の指摘にどう対応すべきか？」

オランダの法学部教員の悩みも、わが国の法学部の状況と似通った面があるようである。

2010年に法学教育諮問委員会がまとめた「法学分野特定枠組み2010 (Domeinspecifiek Referentiekader Rechtsgeleerdheid 2010)」では、法学教育見直しのポイントとして次の5点が指摘されている。

- 1 学士プログラムと修士プログラムの全体を通して、法律家 (juristen) 教育を行う。
- 2 学士プログラムでは基本的な学術上の知識、理解、スキルを教授する。修士プログラムは、一定のレベルを達成した上で深耕と広がりを図る。

98) Carel Stolker, “Over de toekomst van het juridisch onderwijs”, *Ars Aequi*, januari 2013, p. 72.

- 3 所定の教育を終えた法律家は、伝統的な職業および多様な法律関連の業務に、学問レベルでは雇用可能であること。
- 4 教育レベルは学生が批判的、省察的、評価的態度を身に付け、内容および技能習得において最高水準に次ぐものであること。
- 5 最後に、学生が卒業後に受ける職業教育に適合したレベルを達成し、また博士候補として研究活動を続けてゆくことができる国際的に先進的な修士教育であること。

法学分野特定枠組み2010に対しては、意欲的な提言であるものの、理想に走りすぎているとの批判もある。

法学部が抱えるもう一つの課題として、学生のダイバーシティに対応したグローバル化がある。法学分野特定枠組み2010の策定時に、意見を問われた各大学の法学部長は、グローバル化についてのコミットを避けたが、このことは不可避な課題となっている。法曹資格要件としている *Effectus Civilis* を廃止し司法試験制度を設けて、学生が海外で学ぶかどうかを含めて、より主体的な選択ができるように法学教育を複線化すべきであるとの意見も示されている⁹⁹⁾。

とはいえグローバル化の中身はまだはっきりしていない。求められるのは「知識」だけでなく「理解」のグローバル化であろう。すなわち、国際社会の問題に対して、学生が健全な疑問を持てるようになることである。法学教育は問題の解決を求めるだけでなく、問題そのものを見つけることにまで及んでゆくことが求められている。

おわりに—わが国の法学教育への示唆—

オランダの大学法学部においても、法曹志望者の減少、学生のモチベーション、グローバル化という課題を抱えている点は、わが国と共通しているようにも見える。しかし、第1に、本稿が対象としてきた研究大学

99) Jan Smits, “*Naar een pluriform juridisch onderwijs*”, in: G. VAN DIJCK e.a. (red.), *CIRKELS. EEN TERUGBLIK OP EEN VOORUITZIENDE BLIK* (Kluwer 2013), p. 209, at 215.

(WO) の法学部は全国で9校に限られており、大学進学に向けた進路選択が初等教育終了時にあることは、わが国の教育体系とは大きく異なる。オランダでは、法学教育は高等職業教育機関 (HBO) でも行われているが、WO と HBO は目的が異なる教育機関であり、そもそも両者を比較するということはできないと考えられている。すなわち、法律学を専攻できる大学が100を超えるわが国とオランダの研究大学法学部を同じ土俵の上で対比させることに無理があると言わざるを得ない。むしろ、WO 法学部と HBO の法律学コースがわが国の大学法学部に対応するとみたほうがよさそうである。とすれば、HBO についてさらに調査が必要であるが、現時点ではその機会が得られていない。HBO についての十分な情報がない状態での暫定的な提言ではあるが、わが国大学の法学部も WO 型と HBO 型に分かれ、WO 型は法科大学院と合わせて法曹養成を、HBO 型は実務指向の法学教育を行うという方向性があり得るのではないかと考えられる。

第2に、オランダでは、公証人、税務アドバイザー、企業法務といった法曹三者以外の法律専門職への人材供給が法学部のカリキュラム体系の中で確立している。オランダの公証人の業務内容は、わが国の公証人に司法書士の業務内容を加えたものに近いが、わが国の大学法学部で司法書士を明確に意識したカリキュラム設計を行っているところはほとんどないと思われる。税理士については、学位取得による一部試験科目の免除制度があることから、修士課程において税理士を出口として見据えることが可能となっている。企業法務については、従前から各企業が個別に法学部出身の若手社員を配置して育成することが行われてきたが、大学側が企業法務を意識したカリキュラムを設定している例は少数にとどまっている¹⁰⁰⁾。わが国では、伝統的に大学は職業準備学校ではないという意識が強いが、そのことが制度上明確になっているオランダにおいても、法律専門職については大学法学部のカリキュラムに反映されていることは、わが国への示唆と

100) 東洋大学、小樽商科大学、立正大学、日本大学、福岡大学などで「企業法」「経営法」を冠した学科またはコースが設けられている。

して指摘できるであろう。

第3に、グローバル化については、オランダの場合、語学力（英語）の問題がない点においてわが国の状況とは決定的に異なる¹⁰¹⁾。わが国大学教育のグローバル化の検討は、語学力を高めるには、というところからスタートせざるを得ないのに対し、オランダの法学部におけるグローバル化は、カリキュラムの中にどれだけ EU 法を取り込むかという問題として意識されている。マーストリヒト大学は、他大学が伝統的なカリキュラムを維持する中、地方の後発大学として欧州連合条約の締結地であることを前面に出した特徴あるカリキュラムを打ち出しており注目される。

本稿では、WO に限定して考察してきたが、既に述べたとおり、オランダの WO とわが国の大学は完全に対応する存在ではなく、HBO も含めた比較が必要になる。しかしながら、本稿では HBO についてはその教育内容を詳細に取り上げることができず、わが国の法学教育を検討するための素材としては足らざる部分があると言わざるを得ないが、その補充は改めての機会に委ねることとする。

脱稿後、わが国では、政府が実践的な職業教育や技能訓練を行う高等教育機関として2019年度からの実施を目指して、「職業教育学校」を設置する方針を固めたことが報道された。高校卒業後の進学や、社会人の専門知識の習得を想定し、既存の大学や短大などの一部を職業教育学校に転換することが検討されている。(読売新聞ホームページ2015年6月4日更新)

101) オランダの英語教育は、学校によって異なるが、初等教育の8歳から11歳の段階でスタートする。筆者の在住経験では、日常生活のほぼすべての場面において英語でのコミュニケーションがスムーズに成立する。

田邊：オランダの法学教育と法律専門職

別表1 学士 (Bachelor) プログラム法律科目配当表 (必修科目)

科目名	配当年次	配当期	単位数	必修/ 選択	レベル	先履修要件	備考
法学入門	1	1	6	必	100		必修科目60単位のうち42単位を1年次に修得しなければ原則として2年次以降の履修継続ができない。要件未達者が2年次の学修を継続するためには法学部の許可を要する。
憲法原論	1	1	6	必	100		
刑事法原理	1	2	6	必	100		
債務法入門	1	2	6	必	100		
財産法入門	1	3	3	必	100		
自然人法・家族法	1	3	3	必	100		
行政法原理	1	4	6	必	100		
法哲学 I	1	4	6	必	100		
EU 法原理	1	5	6	必	100		
法制史	1	5	6	必	100		
リーガル・スキル	1	3, 4, 5	6	必	100		
契約法	2	1	6	必	200	債務法入門	
刑 法	2	1	6	必	300	刑事法原理	
財産法	2	2	6	必	200	財産法入門	
国際法	2	2	6	必	200		
民事訴訟法・破産法	2	3	6	必	300		
EU 法	2	4	6	必	300	行政法原理, EU 法原理	
会社法・法人法	2	4	6	必	300	債務法入門, 財産法入門	
行政法	2	5	6	必	300	行政法原理	
刑事訴訟法	2	5	6	必	300	刑事法原理	
社会法	2	6	6	必	300		
模擬裁判	3	1+2, 4+5	6	必	300	リーガル・スキルを含む100単位修得	リーガル・スキルを含む120単位修得
学士論文	3	2+3, 5+6	6	必	300		
法とガバナンス	3	4	6	必	300		
憲 法	3	4	6	必	200	憲法原論	
法哲学II	3	5	6	必	300		
自由選択 (法律選択科目 and/or 全学選択科目)	3	1~3	30	選	—		表2 参照。

- ・アムステルダム自由大学法学部「履修・試験規則 (Onderwijs- en examenregeling)」を基に筆者作成。
- ・配当期は、1 学年度を6 期に分けたもの。このうち、第3 学期と第6 学期はそれぞれ冬期集中講義、夏期集中講義。原則として一つの科目は一つの期で授業と定期試験が行われる。
- ・「レベル」はその科目の難易度レベルを示す。番号が大きくなるほど応用・発展科目であることを示す。
- ・「自由選択」の法律選択科目は表2 参照。全学選択科目は省略した。
- ・上記以外に一定以上の成績を取った者が履修できる特別講義 (Honoursprogramma) が数科目開講される。
- ・日本語の科目名はシラバスの内容に応じて原語の科目名を一部変更したものがある。

別表2 学士 (Bachelor) プログラム法律科目配当表
(法律自由選択科目)

科目区分	科目名	配当期	単位数	レベル
税 法	税法Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ	1/2/3	6/6/3	300
税と経済	税法Ⅰ	1	6	300
	産業経済学Ⅰ/Ⅱ	2/3	6/3	300
人権・移民	人権と移民Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ	1/2/3	6/6/3	300
行政法	公法と私法	1	6	300
	行政救済法	2	6	300
	行政組織法	3	3	300
実務私法	消費者法	1	6	300
	不法行為法	2	6	300
	家族法・健康法	3	3	300
法と社会	法実証学	1	6	300
	法・政治・道徳：医学生物工学	2	6	300
	サイバー犯罪	3	3	300
現代刑事法	刑事訴訟法の現代的課題	1	6	300
	刑法の現代的課題	2	6	300
	刑罰法規の現代的課題	3	3	300
国際関係法	インターネット・ガバナンス	1	6	300
	国際関係法の理論と実務	2	6	300
	国際関係法の現代的課題	3	3	300
犯罪学	法言語学入門	1	6	300
	犯罪学	1	6	300
	法精神医学	2	6	300
	保護観察論	2	6	300
	法心理学と証拠	3	6	300

- ・アムステルダム自由大学法学部「履修・試験規則 (Onderwijs- en examenregeling)」を基に筆者作成。
- ・「レベル」はその科目の難易度レベルを示す。番号が大きくなるほど応用・発展科目であることを示す。
- ・日本語の科目名はシラバスの内容に応じて原語の科目名を一部変更したものがある。

田邊：オランダの法学教育と法律専門職

別表3 修士 (Meester) プログラム科目配当表

専攻 コース	科目名	配当期	単位数	必修/ 選択	レベル	修了所 要単位	備考	
法律総合 (公法)	憲法・行政法	1+2	12	必修	500	12		
	EU 憲法・行政法	1	6	必修	400	6		
	リーガル・リサーチ	2	6	必修	400	6		
	修士論文	1~6	12	必修	600	12		
情報通信法 健康法 公共調達法 少年法 I 行政組織法 法社会学	情報通信法	2	6	必修選択 カテゴ リー 1	500	6		
	健康法	4	6		500			
	公共調達法	4	6		500			
	少年法 I	5	6		500			
	行政組織法	5	6		500			
	法社会学	5+6	6		500			
	年金法 環境法 I 公務員法 欧州人権保護論 教育法 政治・議会史 社会保障法 行政手続法 金融市場論 地方自治法 移民法 環境法 II スポーツと法	年金法	1	6	必修選択 カテゴ リー 2	500	6	
		環境法 I	1	6		400		
		公務員法	2	6		400		
		欧州人権保護論	4	6		500		
		教育法	4	6		400		
政治・議会史		4	6	400				
社会保障法		4	6	400				
行政手続法		5	6	400				
金融市場論		5	6	500				
地方自治法		5	6	400				
移民法		5	6	500				
環境法 II		5	6	400				
スポーツと法		5	6	500				
自由選択	—	—	選択	—	12	必修選択科目の 残りまたは法律 総合コース用自 由選択科目のな から12単位以 上履修		
法律総合 (私法)	国際私法	1	6	必修	500	6		
	リーガル・リサーチ	2	6	必修	400	6		
	修士論文	1~6	12	必修	600	12		
労働法 家族法 不法行為と保険 民事訴訟法 会社法 契約法	労働法	1+2	12	必修選択 カテゴ リー 1	500	12		
	家族法	1+2	12		500			
	不法行為と保険	1+2	12		500			
	民事訴訟法	1+2	12		500			
	会社法	1+2	12		500			
	契約法	1+2	12		500			
	情報通信法 公共調達法 健康法 少年法 I 法社会学	情報通信法	2		6		必修選択 カテゴ リー 2	500
公共調達法		4	6	500				
健康法		4	6	500				
少年法 I		5	6	500				
法社会学		5+6	6	500				

別表3 修士 (Meester) プログラム科目配当表〔承前〕

専攻 コース	科目名	配当期	単位数	必修/ 選択	レベル	修了所 要単位	備考
法律総合 (私法) 〔承前〕	民法の現代的課題	1	6	必修/ 選択 カテゴ リー 3	400	6	
	個別的労働関係法	1	6		400		
	著作権法	1	6		400		
	民事訴訟法実務	1	6		400		
	会社法	1	6		400		
	国際会社法	1	6		400		
	民事訴訟法	2	6		400		
	国際的視点からの子どもの権利	2	6		500		
	組合・財団法	2	6		500		
	ADR	4	6		400		
	産業財産権	4	6		400		
	国際知的財産権法	4	6		400		
	国際労働法	4	6		400		
	修士課程クラス国際私法	4	6		400		
	動産法・破産法	5	6		400		
	デジタル社会の知的財産	5	6		500		
	国際社会法	5	6		400		
	少年法Ⅱ	5	6		400		
	信教団体と法	5+6	6		400		
		自由選択	—	—	選択	—	12
法律総合 コース用 自由選択 科目	EU 憲法	2	6	選択	400		
	EU 法研究史入門	2	6		400		
	移民法の諸問題	3	6		500		
	経済刑法	4	6		400		
	法律英語	4	6		400		
	法哲学	4	6		400		
	経済犯罪学	4	6		500		
	人権と刑法	5	6		400		
	少年刑法	5	6		400		
	移民法クリニック	6	6		500		

- ・アムステルダム自由大学法学部「履修・試験規則 (Onderwijs- en examenregeling)」を基に筆者作成。
- ・「レベル」はその科目の難易度レベルを示す。番号が大きくなるほど応用・発展科目であることを示す。
- ・「法律総合」コースのほかに、「犯罪学」「税法」「国際取引法」「国際犯罪学」「国際安全保障法政策」「公証人」「会社法」の各コースがあり、それぞれ必修科目・選択必修科目の組合せが定められている。
- ・「法律総合」コースには、上記「公法」「私法」のサブコースのほかに、「刑事法」「情報通信・知的財産法」「社会法」「国際関係法」の各サブコースがあり、必修科目・選択必修科目の組合せが異なる。
- ・日本語の科目名はシラバスの内容に応じて原語の科目名を一部変更したものがある。